特定非営利活動法人 CrimeInfo 定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人 CrimeInfo と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

（目的）

第３条 この法人は、市民一般に対して刑事司法制度に関する情報提供活動を行い、これを通じて、刑事司法制度に対する市民の理解を深め、市民社会による諸問題への取組みを促進することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２条別表に掲げる項目のうち、次の活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(4) 国際協力の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 刑事司法制度に関する適切な情報提供

(2) 刑事司法制度に関する社会教育の推進

(3) 刑事司法制度に関する専門的知見に基づく助言および政策提言

(4) 関連団体および関係する国際機関との情報交換・協力、連絡調整

(5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（会員の種別）

第6条 この法人の会員は、次の各号に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体

その他会員については、理事会の議決により別途定めることが出来る。

（会員の入会）

第7条　会員の入会について、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3　代表理事は、正当な理由がない限り、前項の者の入会を認めなければならない。

4　代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条　会員は、理事会において定める会費を納入するものとする。なお、会員が会費期間中途で会員資格を喪失した場合であっても、既に納入した会費は、返還しない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（会員の退会）

第10条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（会員の除名）

第11条　会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、予め弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。

第3章　役員

（種別及び定数）

第12条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　3人以上10人以下

(2) 監事　1人以上2人以下

2　理事のうち1人を代表理事とする。

（選任等）

第13条　役員は、総会において選任する。

2　代表理事は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、法令、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

（任期等）

第15条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　欠員補充又は増員によって就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　前二項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。

4　役員は、辞任又は任期満了の後においても、第 12 条第 1 項に定める最少の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 16 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 17 条　理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2　監事が前項各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第 18 条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 4 章　会議

（種別）

第 19 条　この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第 20 条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 21 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任

(6) その他、運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 22 条　通常総会は、毎年 1 回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が、必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

（総会の招集）

第 23 条　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2　代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知をしなければならない。

（総会の議長）

第 24 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 25 条　総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第 26 条　総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に特別の定めのある場合を除いては、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の表決権等）

第 27 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　やむを得ない理由により、会場に来ることが出来ない正会員は、即時性と双方向性の確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによって総会に参加し、表決することが出来る。

4　前 2 項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

5　議決すべき事項について特別の利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第 28 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（即時性と双方向性の確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによる出席者がある場合、及び書面表決者、電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第 29 条　理事会は、理事をもって構成する。

2　監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（理事会の権能）

第 30 条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第 31 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第 32 条　理事会は、代表理事が招集する。

2　代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知をしなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

（理事会の議長）

第 33 条　理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者が、これに当たる。

（理事会の定足数）

第 34 条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

（理事会の議決）

第 35 条　理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第 36 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　やむを得ない理由のため会場に来ることが出来ない理事は、即時性と双方向性の確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによって総会に参加し、表決することが出来る。

4　前２項の規定により表決した理事は、前２条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第 37 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（即時性と双方向性の確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムによる出席者がある場合、及び書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資産

（資産の構成）

第 38 条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）

第 39 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第 40 条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第６章　会計

（会計の原則）

第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 42 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の１種とする。

（事業年度）

第 43 条　この法人の事業年度は、毎年６月１日に始まり翌年５月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 44 条　この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

（暫定予算）

第 45 条　前条の規定にかかわらず、事業年度開始までに予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 46 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は校正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 47 条　この法人の事業報告書、貸借対照表、活動計算書および財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後に遅滞なく代表理事が作成し、監事の監査を経たうえ、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第 48 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項の規定する事項については所轄庁の認証を受けなければならない。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない場合を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 法第 43 条の規定による設立の認証の取消し

２　前項第 1 号の事由により解散するときは、出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

３　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選定）

第 51 条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる、ただし、合併による解散の場合を除く。

（残余財産の帰属）

第 52 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章　事務局

（事務局の設置）

第55条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することが出来る。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことが出来る。

（職員の任免）

第56条　事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第57条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章　雑則

（細則）

第58条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事　村岡　麻衣子（田鎖　麻衣子）

理事　　佐藤　舞

理事　　中川　麻里

監事　　秋山　映美

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2020 年 8 月 31 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から 2020 年 5 月 31 日までとする。

6　この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする

年会費	正会員（個人）	3,000 円
	賛助会員（個人・団体）	1 口 3,000 円（1 口以上）